

長井裁判長は即時抗告審の審理を回避すべきである

弁護士（元東京高裁部総括判事）木 谷 明

- 1 「裁判の公平」と「公平らしさ」は、ともに裁判の生命です。いくら客観的に公平な裁判でも、裁判官に「公平らしさを疑われる事由」がある場合、被告人を含む国民がその裁判官の裁判に納得することはあり得ません。刑訴法の除斥・忌避の事由は、そういう「公平ないし公平らしさを疑わせる事由」を定型化したものと理解されます。
- 2 そういう観点から、刑訴法は、「前審の裁判に関与した」裁判官は上級審の裁判に関与できないことにしました。ところが、最高裁判例は、再審が上訴でないことなどから、裁判官が前の再審請求事件に関与したとしても、次の再審請求事件で「除斥・忌避」の事由には当たらないとしています。しかし、この判例を前提としても、本件の長井裁判長に忌避事由があるということは明らかです。
- 3 長井裁判長は、第一次再審請求審に単に「合議体の一員として関与」しただけではありません。裁判長として審理を主宰し、棄却決定にも裁判長として記名押印しています。それどころか、決定の理由中で「自白の任意性・信用性を肯定する詳細な判断」を示しています。その判断は、内容的に明らかに不当なものですが、そのことは、ここでは措きましょう（詳細は、拙著『刑事事実認定の理想と現実』19頁以下をご参照ください）。しかし、第一次再審請求棄却決定で、長井裁判長が「阪原さんの自白は信用できる」として詳細な理由を述べた事実自体は動かしようのない厳然たる事実です。そのような長井裁判長が、今回の第二次再審請求即時抗告審で「まっさらな心境で自白の信用性を公平に評価する」と考える人がいるのでしょうか。誰が考えても、長井裁判長は、前回の棄却決定で述べた自分の意見に影響されて公平な判断ができない（逆に言えば「不公平な裁判をする恐れがある」）という結論になるはずです。その結論は、いくら長井裁判長が「自分は過去の見解に捉われず公平に判断する」と宣言しても変わりません。人間は、過去に記録を読んで抱いた心証（特に決定書に記載して公にした心証）から完全に自由になることは不可能です。
- 4 長井裁判長は、自ら忌避事由ありと認めて、即時抗告審の審理を回避すべきです。そのこと自体は、長井裁判長にとって決して不名誉なことではなく、むしろ英断として賞賛されるはずです。 以上